

随意契約の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約責任者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成26事業年度における会計監査候補書名簿掲載者の選定	独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長 安井 至 東京都渋谷区西原2-49-10	H26.11.11	新日本有限責任監査法人 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル	本業務は、独立行政法人通則法第39条に基づき、当機構の財務諸表等の監査を行うものである。独立行政法人通則法第40条により、独立行政法人の会計監査人は主務大臣が選任することとなっており、当該規定に基づき、当機構の会計監査人として「新日本有限責任監査法人」が選任された。 よって、当該法人が本業務を遂行できる唯一の相手方であるため、随意契約を行ったものである。 (会計規程第34条第2項第1号に該当)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	6,480,000	-					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。